、この訳注本は、『歴代寶案』校訂本第一冊第一集巻一~二二(沖縄県立図書館編、 沖縄県教育委員会刊、一九九二年)を底本とする。

訳注に当っては原典の文章に忠実であることをむねとする。 参照すべき文献がある場合も、 明白に誤字・脱字等と認められる場合にのみ

校訂を施し、『歴代寶案』のオリジナルテキストとしての性格を最大限に重んじた(例〔○一−三二〕総注・〔○七−○四〕注(6))。

、訳文は次の通りとする。

-、各文書に簡単な見出しを付す。

、はおびに置いてし文とする。

2

3、現代仮名遣いを用いる。

4、原文の漢字はなるべく残す。

5、難読の漢字にふりがなを付す。

6 異字・俗字・略字などは、原則として正字(常用漢字を含む)、あるいは通用の字体に改める。 貮→二)。同義の字は通用の字体に統一した場合がある(例 觔→斤、箇→個、疋→匹)。 数字は簡略な表記とする (例 壹→一、

7 避諱や清朝の政策による文字の置きかえは、原文のままとする(例 天啓帝朱由校・崇禎帝朱由検の避諱により、縁由=縁繇。 夷の彝

への置きかえ、華夷=華彝、夷船=彝船)。

8、送りがなについては、一般的用法と異なる場合がある。

9、平出・抬頭はとらない。

10、適宜改行する。

11、文字の大きさはほぼ原文にしたがう。

12 不明個所は、字数の判明するものについてはその字数分を□で示し、わからない場合は

13、個人の書きくせなどによる明白な誤字・誤用には特に校訂や注記をしない。

- 14人名の姓または名を欠くもので、判明するものについては ()を付して補う。
- 15年号には()を付して西暦を補う。ただし月日は原文のままとし、太陽暦に置きかえない。したがって十二月末などで、西暦が実際
- 16 文書の宛先・年月日記載の位置は、必ずしも同一ではないが、便宜的に統一して記す。

と異なる場合がある。

一、注釈は次の通りとする。

- 1、文書ごとに、文書に続けて付す。
- 2、注は原則として再記せず、訳注本第二冊に索引を付す。
- 3、次に記すものについては、それぞれに参照されたい。
- 公文書用語で重要なものは、訳注本第二冊に「歴代宝案を読むための用語解説」(略称「用語解説」)を付す。 国王は、在位年代、系譜などを一括して表記し、訳注本第一冊・第二冊ともに付す。

口

- 訳注全般に参照した辞書・文献は別表の通りである。これらについては個別に出典を注記しない。ただし必要な場合には、() 内に示 した略称によって注記する。なお、個々に参照した研究書・論文等については、当該の個所に記すにとどめる。
- 一、底本である校訂本の校訂もれおよび校訂の誤りについて、訳注本第二冊に「校訂正誤表」を付す。
- 一、訳注は、和田久徳・池谷望子・内田晶子・高瀬恭子・土肥祐子・吹抜悠子が担当し、神田信夫氏の助言を得た。

() は本冊での略称

中文大辞典編纂委員会編『中文大辞典』 台北 中国文化大学出版部諸橋轍次著『大漢和辞典』 大修館書店 一九八四年修訂版

漢語大詞典編輯委員会漢語大詞典編纂処編『漢語大詞典』 漢語大詞

一九七三年

典出版社 一九八五年—九四年

愛知大学中日大辞典編纂処編『中日大辞典』 大修館書店 一九八六

年埠烹版

井上翠著『中国語新辞典』 江南書院 一九五四年

塩谷温編『新字鑑』 弘道館 一九三九年

石山福治編『中国語大辞典』 国書刊行会 一九七四年

劉復・李家瑞共編『宋元以来俗字譜』 一九三〇年 台北 文海出版

社影印本 一九七八年

劉文傑著『歴史文書用語辞典―明・清・民国部分』 四川人民出版社

一九八八年(『歴史文書』)

倪道善編著『明清檔案概論』 四川大学出版社 一九九二年

植田捷雄他篇『中国外交文書辞典(清末編)』 一九五四年 国書刊行雷榮厰・姚楽野著『清代文書綱要』 四川大学出版社 一九九〇年

会影印本 一九八五年(『外交辞典』)

星斌夫編『中国社会経済史語彙(正篇)』 光文堂書店 一九六六年

(『社経語彙・正』)

(『社経語彙・続』) 星斌夫編『中国社会経済史語彙(続篇)』 光文堂書店 一九七五年

堂書店 一九八八年 (『社経語彙・三』)

前間恭作遺稿・末松保和編纂『訓読吏文 附吏文輯覧』 一九四二年

国書刊行会影印本 一九七五年(『吏文輯覧』)

『六部成語註解』 一九四〇年 大安影印本 一九六二年 浙江古籍

出版社標点本 一九八七年

世界 イオップ・・ラブ・全

『アジア歴史事典』

『沖縄大百科事典』 沖縄タイムス社 一九八三年(『大百科』)

平凡社 一九五九—六二年

『沖縄県姓氏家系大辞典』 角川日本姓氏歴史人物大辞典四七、角川

書店 一九九二年

譚其驤主編『中国歴史地図集 第七冊 元・明時期』

上海

地図出

版社 一九八二年

譚其驤主編『中国歴史地図集 第八冊 清時期』 上海 地図出版社

一九八七年

『福建省地図冊』 福建省地図出版社 一九九〇年

臧励龢等編『中国古今地名大辞典』 商務印書館 一九三一年

青山定雄著『読史方輿紀要索引中国歴代地名要覧』 一九三三年 省

心書房影印本 一九七四年

国立中央図書館編『明人傳記資料索引』 台北 文史哲出版社 一九

六五—六六年(『明人伝記』)

田継綜編『八十九種明代伝記綜合引得』 一九三五年 北京 中華書

局本 一九八七年

学研究日本委員会影印本 一九五九年 杜連喆・房兆楹編『三十三種清代伝記綜合引得』 一九三二年 東方

Goodrich & Fang(ed.), Dictionary of Ming Biography (明代名人伝) Columbia U.P. 1976.

A.W.Hummel(ed.), Eminent Chinese of the Ch'ing Period (清代名人伝略) Library of Congress, 1943.

銭実甫編『清代職官年表』 北京 中華書局 一九八〇年 呉廷燮撰『明督撫年表』 一九一八年 北京 中華書局 一九八二年

臨時台湾旧慣調査会編『清国行政法』 一九〇五―一五年 大安影印銭実甫編『清代職官年表』 北京 中華書局 一九八〇年

本 一九六五—六六年

『那覇市史 資料篇第一巻五 家譜資料(一)』 一九七六年(『家譜

那覇市史 資料篇第一巻六 家譜資料 (二)』 一九八〇年(『家譜

那覇市史 資料篇第一巻七 家譜資料(三)』 一九八二年(『家譜

 $(\mathbb{L}(\mathbb{H}))$

([(])

([[(1)]])

『那覇市史 資料篇第一巻八 家譜資料(四)』 一九八三年(『家譜

六二年(『世譜』) 琉球史料叢書四 一九四二年 井上書房影印本 一九

『蔡鐸本中山世譜』 沖縄県教育委員会 一九七三年

六二年(『世鑑』) 琉球史料叢書五 一九四二年 并上書房影印本 一九

球陽研究会編『球陽・原文編』 角川書店 一九七四年

『明実録坿校勘記』 台北 中央研究院歴史語言研究所 一九六二―

六八年

和田久徳「明実録の沖縄史料〔〕」『お茶の水女子大学人文科学紀要』

二四 一九七一年

和田久徳「明実録の沖縄史料補正」 『歴代宝案研究』第三・四合併和田久徳「明実録の沖縄史料江」 『南島史学』創刊号 一九六六年

号 一九九三年

実録之部〕』『同、□』『同、□』 国書刊行会 一九七五年日本史料集成編纂会編『中国・朝鮮の史籍における日本史料集成 明

】】『清清『引いた』(www.comman 中華書局標点本)一九七四年

和田清編『明史食貨志譯註』 東洋文庫 一九五七年

申時行等修『大明会典』 万曆十五年刊 北京 中華書局活字本

九八八年(『万暦会典』)

中央研究院歴史語言研究所編刊『明清史料』(甲 ―癸編)一九三〇―七

五年 台北 維新書局影印本 一九七二年

張偉仁編『明清檔案』 中央研究院歴史語言研究所 一九八六年—八

七年

『清実録』 北京 中華書局影印本 一九八六―八七年

『清実録』 満州国国務院影印本 一九三七年 台北 華文書局影印

本 一九六四年

日本史料集成編纂会編『中国・朝鮮の史籍における日本史料集成 清

実録之部(一) 『同、(二) 国書刊行会 一九七六年

国史館編『清史稿校註』 台北 国史館刊 一九八六—九一年 趙爾巽等撰『清史稿』 北京 中華書局 標点本 一九七七年

『大清会典』『大清会典事例』『大清会典図』 光緒二十五年 北京 中

華書局影印本 一九九一年

林燫等纂修『福州府志』 万曆二十四年 北京 書目文献出版社 日

本蔵中国罕見地方志叢刊 一九九〇年(『万暦福州府志』)

乾隆二年 江蘇広陵古籍刻印本 一九八

九年(『乾隆福建通志』)

謝道承等纂修『福建通志』

魯曽煜等纂修『福州府志』 乾隆十九年刊 台北 成文出版社 中国

方志叢書七二号 一九六七年(『乾隆福州府志』)

編之九 一九六八年(『同治福建通志』)
陳寿祺等纂修『福建通志』 同治十年 台北 華文書局 中国省志彙

第一尚氏王統

					5 E	うしかには
尚泰久の第三子	五(一四六九)	五(一四六一)—成化	五二	天順	治徳	七
尚巴志の子	四(一四六〇)	四五四)——天順	五	景泰	尚泰久	
尚巴志の第六子	四(一四五三)	四五〇)—景泰	元(一四	景泰	尚 金 福	
尚忠の子	四(一四四九)	十(一四四五)——正統一	十()	正統	尚思達	四
尚巴志の第二子	九(一四四四)	四四〇)—正統	五	正統	尚忠	Ξ
思紹の子	四(一四三九)	四二二)—正統	永楽二○(一日	永楽	尚巴志	=
	九(一四二一)	四(一四〇六)―永楽一	国()目	永楽	思①	_
系譜関係	代	位年	在		王名	代

第二尚氏王統

	康熙						
	A P	一六四八)	五	順治	質	尚	$\ddot{\circ}$
)——順台	一六四一)—	四()	崇禎	賢	尚	九
)—崇禎一	六二二)	元()	天啓	豊	尚	八
元(一六二〇)	- 泰昌		七二	万曆	寧	尚	七
一六(一五八八))—万曆	一五七三)	元	万曆	永	尚	六
六(二五七二))—隆慶	一五五六	五二	嘉靖	元	尚	五.
三四(一五五五)		五二七	六〇	嘉靖	清	尚	四
五(一五三六))—嘉靖	一四七七	1 E C	成化	真	尚	Ξ
		一四七七	1 II (成化	旦 威	尚	=
] (] E)—成化	一四七〇	六	成化	円	尚	
代	年	位	在		名	王	代
	五二 五二 六六 二二 二 代		位 四七〇)—成化一四七七)—嘉靖 四七七)—嘉靖 五二七)—嘉靖 五二七)—嘉靖 五七三)—万曆一	位 四七〇)—成化一四七七)—嘉靖 四七七)—嘉靖 五二七)—嘉靖 五二七)—嘉靖 五七三)—万曆一	在 位 年 在 位 年 (一四七〇)—成化一 一三(一四七七)—嘉靖 六(一五二七)—嘉靖 六(一五七三)—万曆 一七(一五八九)—秦昌	寧 万曆一七(一五八九)—泰昌 寧 万曆一七(一五八九)—泰昌	寧 万曆一七(一五八九)—泰昌 寧 万曆一七(一五八九)—泰昌

注 王名は、第一集に関わるもののみとする。

年代は明清の冊封年とは関係しない。在位年代は『中山世譜』により、異説は注記した。この在位

- や『明実録』では思紹とする。 (○一-○四) 思紹を尚思紹と呼ぶのは、後世の記述であり、〔○一-○四)
- 尚徳について『中山世鑑』は尚泰久の第七王子とする。

(3)

(2)

歴代宝案 訳注本第一冊

目

日次

凡例教育長挨拶

第一集

目

次

琉球国中山王一

参考文献

(詔勅)

| |-| | | | 一──一──── 皇帝より国王(世子ノ誤)尚巴志へ、永楽帝の死去を報ずる勅諭(一四二四、八、一六・永楽二十二年)

11 10

9 8 7 6 1

9

1-01-0X 1-01-0X

	1-0=	1-011-111	1-011-111	1-01 -1	1-011-10	1-01-0九	1-01-01	1-011-0七	1-011-0六	一〇二一〇五	1-011-0四	1-011-011	1-011-011	1-011-01	巻 二	<u> </u>	<u> </u>	1-01-111	1-01-110	一一二九
七年)	崇禎帝の、立太子に際しての布告の詔(一六三○、二、一○・崇禎三年) 98	皇帝の、故国王尚寧に代って世子尚豊を国王に封ずる詔 世子尚豊を国王に封じ、冠服等を賜う勅諭(一六二九、八、一六)… 96	崇禎帝の、第一子誕生に際しての詔(一六二九、三、九・崇禎二年)····································	祟禎帝の、先帝に謚と廟号を奉る詔(一六二七、一○、八) 90	崇禎帝即位の詔(一六二七、八、二四) 81	天啓帝の遺詔(一六二七、八、二二・天啓七年)	天啓帝の、皇極殿完成に際しての詔(一六二六、一〇、一〇・天啓六年) 79	天啓帝の、皇子誕生に際しての詔(一六二三、閏一〇、一六・天啓三年) 70	天啓帝の大婚の詔(一六二一、四、二九・天啓元年) 69	皇帝より世子尚元へ、倭寇に虜掠された中国人の送還を受け、賞賜する勅諭(一五五八、二、一七・嘉靖三十七年) 88	皇帝の、故国王尚真に対する諭祭文と祭品目録(一五三二) 67	皇帝より世子尚清へ、国王に封じ冠服等を賜う勅諭と目録(一五三二、八、一七) 66	皇帝の、故国王尚真に代って世子尚清を国王に封ずる詔(一五三二、八、□・嘉靖十一年) 65	皇帝より国王尚真へ、立太子に際しての頒賜の勅諭と目録(一四九四、五、九・弘治七年) 65		天啓帝即位の詔(一六二〇、九、六) 50	泰昌帝即位の詔(一六二〇、八、一・万暦四十八年) 34	皇帝より国王尚寧へ、薩摩侵入を撫慰し前後の事情の再奏を求める勅諭(一六一〇、一二、一六・万暦三十八年) 33	皇帝の、故国王尚永に対する諭祭文と祭品目録(一六〇六・万暦三十四年) 32	皇帝より世子尚寧へ、国王に封じ冠服等を賜う勅諭と目録(一六〇三、三、三) 31

一─○三─一七 皇帝より世子尚貞へ、国王に封じ綵幣を賜う勅諭と目録(一六八二、六、一一)
一−○三−一五 皇帝より世子尚貞へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録(一六八二、二、八・康熙二十一年)一−○三−一四 皇帝より世子尚貞へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録(一六八○、二、二九・康熙十九年)
一-○三-一三 皇帝より世子尚貞へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録(一六七四、三、一二・康熙十三年)○三-一二 皇帝より世子尚貞へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録(一六七一、九、二匹・康熙十年)
皇帝より国王尚質へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録(一六六九、二、二五皇帝より国王尚質へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録(一六六九、二、二五
一−○三−一○ 皇帝より国王尚質へ、遣使進香を嘉尚し頒賜する勅諭と目録(一六六五、九、二○・康熙四年)
皇帝より世子尚質へ、冊封使の出発遅延と、改めての派遣を報ずる勅諭(一六六二、一〇、
一-○二-○七 皇帝より世子尚質へ、国王に封じ綵幣を賜う勅諭と目録(一六五四、七、一)
一-○三-○六 皇帝の、明の勅・印の返還を嘉し世子尚質を国王に封ずる詔(一六五四、七、一・順治十一年)
一-○三-○五 皇帝より鄭芝竜等へ、父子を同安侯等に任ずる勅諭(一六五三、五、□・順治十年)
一−○三−○四 皇帝より国王(世子尚質ノ誤)へ、明の勅・印の返還を促す勅諭(一六五一、九、八・順治八年)
一-○三-○三 順治帝の、天下一統に際しての大赦の詔(一六四八、一一、一一・順治五年)
一-○三-○二 皇帝より琉球国王へ、帰順を促す勅諭(一六四七、六、八)
一-○三-○一 順治帝の、華南平定に際しての恩例布告の詔(一六四七、二、一二・順治四年)
巻三
福王朱由崧の、
一−○二−一六 福王朱由崧の、懿文太子等に謚と廟号を奉る詔(一六四四、七)

一−○四−○九 礼部より国王尚豊あて、貢期を三年二貢に復し、船一隻の増加等の許可を知らせる咨

一−○五−一一 礼部より国王尚質あて、貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨(一六六九、二、二八・康熈八年) 迎	
一−○五−一○ 礼部より国王尚質あて、漂失した方物の補進を免じ、送りかえすむねの咨(一六六六、八、一七)	
(一六六六、八、一七) 188	
一−○五−○九 礼部より国王尚質あて、常貢の方物は馬・螺殻・硫黄等とし、非土産品を免ずることの許可を知らせる咨	
一−○五−○八 礼部より国王尚質あて、国王及び慶賀使への頒賞を知らせる咨(一六六六、八、一七・康熙五年) 脳	
一−○五−○七 礼部より琉球国あて、遭難した慶賀使による進貢の完了を知らせる咨(一六六五、九、二一・康熙四年)	
一-○五-○六 礼部より国王尚質あて、饋金の収受を勅許したむねの咨(一六六四、八、一四)	
(一六六四、八、一四) 183	
一−○五−○五 礼部より国王尚質あて、冊封使の出発遅延をめぐる処分の宥免と、勅書の留国についての奏請を許すむねの咨	
一-○五-○四 礼部より国王尚質あて、謝恩の礼物を受領したむねの咨(一六六四、八、一四・康熙三年) 脳	
(一六五四、六、一五) 82	
一─○五─○三 礼部より国王(世子尚質ノ誤)あて、進貢品の数目および二年一貢は、会典にしたがいこれを定例とするむねの咨	
ならびに進貢船の停泊地は福建督撫に善処させることを知らせる咨(一六五四、六、一五)… 18	
一−○五−○二 礼部より国王(世子尚質ノ誤)あて、遣官して冊封すること、会同館における交易を許すこと、	
(一六五四、六、一五・順治十一年) 坎	
一−○五−○一 礼部より国王(世子尚質ノ誤)あて、明の勅・印を受領し、新たに印を給して冊封し、特に附搭の土夏布の交易を許すむねの咨	
巻五	
一─四-一二 礼部より国王尚豊あて、白糸など違禁の物の購入を禁ずるむねの咨(一六四○、閏一、七・崇禎十三年) 14	
一−○四−一一 礼部より国王尚豊あて、箋文の形式を正すことを求める咨(一六三六、四、二五・崇禎九年) 収	
一−○四−一○ 礼部より国王尚豊あて、冊封使に対する餽金を持ち帰らせるむねの咨(一六三五、二、二・崇禎八年) 🎞	
(一六三四、一一、二八・崇禎七年)… 188	

211	礼部より国王尚貞あて、頒賞を加賜するむねの咨(一六八四、八、二二) 11	1-0六-0九
211	礼部より国王尚貞あて、謝恩の礼物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨(一六八四、八、二二・康熙二十三年) 泗	O六-O八
210	礼部より国王尚貞あて、貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨(一六八三、一一、五・康熙二十二年)	1-0六-0七
207	礼部より世子尚貞あて、懇請を容れて、旧例により冊封使を派遣するむねの咨(一六八二、二、一四) w	1-0六-0六
206	礼部より世子尚貞あて、進貢を嘉尚し、勅諭して文綺等を加賞するむねの咨(一六八二、二、一四・康熙二十一年) ※	1-0六-0五
205	礼部より世子尚貞あて、進貢の方物は、今後、硫黄・螺殻・紅銅とし、馬匹・糸煙は免ずるむねの咨(一六八一、一二、一五)… 郷	1-0六-0四
205	礼部より世子尚貞あて、皇帝が進貢を嘉尚したむねの咨(一六八一、一二、四・康熙二十年) ※	1-0六-0三
204	礼部より世子尚貞あて、貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨(一六八○、二、二九・康熙十九年) №	1-0六-01
203	(一六七四、三、一四·康熙十三年) ···· ஜ	
	礼部より世子尚貞あて、進貢船は、赴京の貢使が福建に帰るのを待ち、共に帰国させるむねの咨	1-0六-01
		巻六
202	礼部より世子尚貞あて、貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨(一六七四、三、一四・康熙十三年)	1-0五-1九
200	礼部より世子尚貞あて、進貢船二隻は、貢使の帰国の際に同時に帰すむねの咨(一六七一、九、一六)	1-0五-1八
199	礼部より世子尚貞あて、進貢の際携帯する貨物は、福州柔遠駅で交易を許可するむねの咨(一六七一、九、一六)	1-0五-1七
197	礼部より世子尚貞あて、進貢船の一隻は遭風し賊に奪われたが、別の一隻の方物は受領したむねの咨(一六七一、九、一六) 四] - 〇五- 六
197	i	
195	(一六六九、二、二八) 15	
	礼部より国王尚質あて、会同館における白糸の収買および到着の進貢船の即日内港に入ることの許可を知らせる咨	一〇五-一四
194	礼部より国王尚質あて、附搭の土夏布の会同館での交易許可を知らせる咨(一六六九、二、二八)	- 〇五- 三
193	(二六六九、二、二八) 88	
	一-○五-一二 礼部より国王尚質あて、常貢への頒賞に対して謝恩の必要はないこと、謝恩の際は自ら表文を備うべきことを知らせる咨	

1-0-1-01	1-0-4-01	巻七	(福建布政	O六-二四	1-0六-1三	一〇六-1:1:1	一	1-0六-10		1-0六-1九	<u> - 六 八 </u>	1-0六-1七	-〇六- 六	一〇六一五		-〇六- 四	-〇六- 三	-〇六- 二	1-0六-1	1-0六-10
福建布政司より琉球国な	冊封副使張祥より国王※		(福建布政使司等咨)	礼部より国王尚貞あて、	礼部より国王尚貞あて、	礼部より国王尚貞あて、	礼部より国王尚貞あて、	礼部より国王尚貞あて、		礼部より国王尚貞あて、	礼部より国王尚貞あて、	礼部より国王尚貞あて、	礼部より国王尚貞あて、	礼部より国王尚貞あて、		礼部より国王尚貞あて、	礼部より国王尚貞あて、	礼部より国王尚貞あて、	礼部より国王尚貞あて、	礼部より国王尚貞あて、
福建布政司より琉球国あて、遭難の中国官員を送還した琉球船が漂着したため、船隻等を給して帰国させる咨	冊封副使張祥より国王尚真あて、餽金を辞する書簡(一四七九、一〇、六・成化十五年) 恕			礼部より国王尚貞あて、賈物を受領し、頒賞の敕諭を賜うむねの咨(一六九五)一〇、二・康熙三十四年) 2	į	官生梁成楫らの帰国を許し、賞賜するむねの咨(一六九一、一〇、一) 23	貢物の受領と、螺殻は今後進貢を免ずるむねを知らせる咨(一六九一、一○、一) スス	貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨(一六九一、一〇、一・康熙三十年)	(一六八九、一〇、一三) 23	進貢船二隻の人数を二百人以内とし、接貢船一隻も免税とすることを特に許すむねの咨	賈物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨(一六八九、一〇、一三・康熙二十八年) 23	梁成楫らの国子監入学を知らせる咨(一六八八、一〇、一三) 21	貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨(一六八八、一○、一三・康熙二十七年) 恕	貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨(一六八五、一二、八) 20	(一六八五、一一、三・康熙二十四年)… 217	外国の進貢の船隻・人数・禁制品その他、海禁を開くに際しての諸規定の密咨	漂着の中国人を救助して送還すれば賞賜するむねの咨(一六八四、八、二二) 216	冊封使に賞功を与え、詔勅を伝国の宝とする奏請を許すむねの咨(一六八四、八、二二) 24	陪臣の子弟の国子監入学を許すむねの咨(一六八四、八、二二)··································	冊封使に宴金を収受させたむねの咨(一六八四、八、二二) 212

- 〇九- 〇四		九〇二二		- 〇九- 〇一	巻 九	〇八四	-01-11=				-0八-10	-○八 九	- О,		-0八-1七		-〇八-1 五	
招撫使謝必振より琉球国長史司あて、明の勅・印の返納を促す咨(一六五二、七、一五) 33	(一六五二、六、二・順治九年)… 窈福建布政司より琉球国あて、投誡の表文をもたらした使臣に給賞し、招撫使謝必振と共に帰国させるむねの咨	(一六五〇、四、二三・順治七年) 32福建布政司より琉球国あて、投誠の表文と共に使臣を赴京させ、その他は帰国させるむねの咨	(一六四九、五、二三・順治六年)… 39	福建布政司より琉球国あて、招撫使謝必振を派遣すると共に、滞留の琉球使臣を帰国させるむねの咨		福建布政司より(宛先不明)、崇禎帝の謚詔等を遣使して頒布するむねの咨(一六四五ヵ) w	福建布政司より琉球国あて、納税して白糸を買うことの請願を却下するむねの咨(一六三九、四、二二・崇禎十二年) 笳	福建布政司より琉球国あて、白糸貿易は今回のみ許可し以後は厳禁するむねの咨(一六三八、五、二六) 🏗	(一六三八、五、一〇・崇禎十一年) 39	福建布政司より琉球国あて、白糸貿易は前年五月に禁止されたが、今回のみ特に許可し以後は厳禁するむねの咨	福建布政司より琉球国あて、謝恩の方物の受領と、使臣への給賞を知らせる咨(一六三六、四、□) 郷	福建布政司より世子尚豊あて、慶賀・進香の方物の受領と、使臣への給賞を知らせる咨(一六二六カ) ※	福建布政司より琉球国あて、探問等を称して来航することを咎め、貢期を守ることを命ずる咨(一六三六、四、二二) 脳	(一六三六、四、二二・崇禎九年)… み	福建布政司より琉球国あて、琉球人救恤に対する謝恩を称して入港した船を帰国させ、貢期を守ることを命ずる咨	福建布政司より琉球国あて、封船の帰還、謝恩の方物の受領、探問の使者の帰国を知らせる咨(一六三四、六、一一) 窓	福建布政司より琉球国あて、冊封使を護送し謝恩した船の帰国を知らせる咨(一六三四、六、一一・崇禎七年) ぷ	冊封正使杜三策より世子尚豊あて、出発を知らせる咨(一六三三、五、二〇) 22

(一六七四、五、八・康熙十三年) ぬ	
靖藩の太僕寺卿管福建布政司より世子尚貞あて、糸絹・布帛の買い付けの許可と、存留の使臣のみを先に帰国させるむねの咨	1-10-01:1
(一六七二、六、五) 30	
福建布政司より世子尚貞あて、進貢船二隻中の一隻は賊に劫掠されたが、残る一隻の方物を受領したむねの咨	1-10-011
福建布政司より世子尚貞あて、進貢への頒賞に対する謝恩は例がないことを知らせる咨(一六七二、六、五・康熙十一年) 郷	1-10-01
	巻 〇
福建布政司より世子尚貞あて、探問、請封、貢使の貿易等について回答する咨(一六七〇、二、二三・康熙九年)	
福建布政司より琉球国あて、使臣の帰国を知らせる咨(一六六九、六、一三・康熙八年)	一- 九- 二
福建布政司より国王尚質あて、先に免除した補貢の品を送り返すについての咨(一六六七、七、二五) 猟	一
(一六六七、七、二五・康熙六年) 35	
福建布政司より国王尚質あて、次回より進貢使の来京を許可し、進貢使を接回させるむねの咨	1-0九-10
(一六六六、六、一〇・康熙五年) 34	
福建布政司より国王尚質あて、慶賀・進香の使臣を、今次の入貢の摘回の員役と共に帰国させるむねの咨	1-0九-0九
(一六六五、五、一・康熙四年) 33	
福建布政司より国王尚質あて、慶賀・進香の船が難破し、貢物を失ったことの処置についての咨	1-0九-0八
福建布政司より国王尚質あて、謝恩の使臣は赴京させ、その他は帰国させるむねの咨(一六六四、四、二七・康熙三年) ፡፡፡	1-0九-0七
(一六六三、五、一三・康熙二年) 38	
福建布政司より国王(世子ノ誤)尚質あて、冊封使の出発と滞留の琉球使臣の帰国を知らせる咨	1-0九-0六
(一六五三、六、二六・順治十年) 37	
福建布政司より琉球国あて、明の敕・印をもたらした使臣は赴京させ、その他は帰国させるむねの咨	——〇九—〇五

一−一○−○四 福建布政司より世子尚貞あて、進貢船の被賊の状況および三藩の乱による滞留の進貢使を漂流民と共に送還することを知らせる咨

	1-1 1-011	1-1 1-011	<u> -1 -0 </u>	巻 一 二		1-10-111	1-10-111		<u></u>	1-10-10	- 〇- 〇九	1-10-07		1-10-04	1-10-0六]] 〇-〇五	
福建布政司より国王尚貞あて、	福建布政司より国王尚貞あて、	福建布政司より国王尚貞あて、	福建布政司より国王尚貞あて、			福建布政司より国王尚貞あて、	福建布政司より世子尚貞あて、				? 冊封副使林麟焻より世子尚貞あて、			1 福建布政司署司事按察司より世子尚貞あて、			一 福建布政司署司事按察司より琉球国あて、進貢船一隻の遅到、	
逃亡した漂流民を捕えて送還することを知らせる咨(一六八九、四、二八・康煕二十八年) 窓(一六八八、五、七・康熙二十七年)… 窓	梁成楫等の国子監入学許可を知らせ、進貢は今後は定額のみとするよう命ずる咨	漂流民を前例に従って救恤し、進貢使と共に送還するむねの咨(一六八六、八、一四) 爼	進貢使を接回船で帰国させるについての咨(一六八六、八、一四・康熙二十五年) 羽	(一六八五、六、六•康熙二十四年) 376	福建布政司より国王尚貞あて、摘回の員役と、前回の赴京の使臣らを共に帰国させるむねの咨	謝恩使の入京を許すむねの咨(一六八四、五、二九・康熙二十三年)	冊封使を琉球国の迎接使と共に行かせるむねの咨(一六八三、六、一一)	もう一隻は封船を案内させるむねの咨(一六八三、五、二九) 糿	福建布政司より世子尚貞あて、冊封使の出発に先んじ、報告のため進貢船一隻の帰国を許し、	冊封副使林麟焻より世子尚貞あて、正使の福建到着を待ち、共に出発するむねの咨(一六八三、五、一・康熙二十二年)	て、訪琉に先だつ挨拶と、贈物は受けとれないむねの書簡(一六八二ヵ) 脳	冊封正使汪楫より世子尚貞あて、訪琉に先だつ挨拶と、贈物は受けとれないむねの書簡(一六八二ヵ)	赴京の使臣を共に帰国させるむねの咨(一六八二、五、一五・康熙二十一年) 獅	子尚貞あて、前年順風が無く帰国できなかった船で、	福建布政司より世子尚貞あて、冊封は使臣の来京を待って決定するむねの咨(一六八一、七、二・康熙二十年) 脳	(一六八〇、五、二八・康熙十九年) 窈	球国あて、進貢船一隻の遅到、十三・十五両年分の補貢の免除、漂流民の送還などについての咨	(一六七七、七、二二・康熙十六年)… 羽

1-1-0五	および漂流民の一部の再逃亡を知らせる咨(一六九〇、五、一三・康熙二十九年) 谿福建布政司より国王尚貞あて、進貢船二隻と接貢船一隻の三隻を免税とし、進貢船の人数は特に二百人とすること、
1 0六	福建布政司より国王尚貞あて、進貢の受け入れと、貢船と共に漂流民を送還することを知らせる咨
	(一六九一、五、二一・康熙三十年) 紭
- -0七	福建布政司より国王尚貞あて、以後方物の螺殻の進上を免ずること、および進貢使と共に官生を帰国させることを知らせる咨
	(一六九二、五、一七・康熙三十一年) 劉
	福建布政司より国王尚貞あて、新たな方物の錫等については進貢使の北京到着をまち再議することを知らせる咨
	(一六九三、五、二九・康熙三十二年) 39
九	福建布政司より国王尚貞あて、進貢使を接回船で帰国させるについての咨(一六九四、閏五、一七・康熙三十三年) ⑫
	福建布政司より国王尚貞あて、進貢の受け入れと、進貢船と共に漂流民を送還することを知らせる咨
	(一六九五、五、一五・康熙三十四年)… 44
<u>-</u>	福建布政司より国王尚貞あて、進貢使を接回船で帰国させるについての咨(一六九六、五、一五・康熙三十五年)
-1 1-111	福建布政司より国王尚貞あて、進貢の受け入れと、員役の摘回を知らせる咨(一六九七、五、一四・康熙三十六年) ⑱
(表奏)	
巻 二 二	
-111-01	国王尚巴志の、洪熙帝の即位を慶賀する表(一四二五、閏七、一七・洪熙元年)
-111-011	国王尚巴志の、朝貢の帰途に宝鈔を詐取されたことを訴える奏(一四二五、閏七、一七) 4
-111-011	国王尚巴志の、皮弁冠服の頒賜を請う奏(一四二五、閏七、一七) 43
- <u> </u> - - - - -	国王尚巴志の、皇太子あての慶賀の箋(一四二五、閏七、一七)
- 1 二 〇 五	国王尚巴志の、皇太子あての冊封と先王への賜祭に謝する箋(一四二五、閏七、一七) 41
-1 二-0六	国王尚巴志の、勅諭をうけ、とりあえず買い付けた分の生漆・奢刀石を先ず進めるむねの奏(一四二八、二、一一・宣徳三年)… 44

4 32	国王尚清の、進貢の表(一五四三、二、□・嘉靖二十二年)	
431	(一四七九 〈一四七四カ〉、九、三・成化十五年) 如	
	五 国王尚円の、満刺加国・暹羅国からの帰途に遭難した琉球人の救助に謝して進貢する奏	- : - : - : : :
4 30	監国世子尚真の、父王尚円の死去を告げ、請封する奏(一四七七、八、二○・成化十三年)	- : - 四
429	長史梁応の、皇太子冊立の詔の頒賜を再び請う奏(一四七六、三、一五)	
4 29	長史梁応の、皇太子冊立の詔の頒賜を請う奏(一四七六、三、五)	- 1 - 1
427	国王尚円の、前年の進貢使の強盗殺人事件を釈明し、従来通りの一年一貢を請う奏(一四七六・成化十二年)	
426	国王尚円の、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する奏(一四七二、九、二八・成化八年)	0 1- 1 -1
425	国王尚徳の、附搭の物貨に対し銅銭の給与を請い、進貢する奏(一四六五、八、一五・成化元年)	- - 九
424	国王尚徳の、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する奏(一四六三、八、四・天順七年)	- - 八
423	世子尚忠の、父王尚巴志の死去を告げ、請封する奏(一四四一、七、六・正統六年)	- - 七
423	国王尚巴志の、国王および王相懐機に対する頒賜に謝して進貢する奏(一四三六、九、二四・正統元年)	- - 六
422	国王尚巴志の、内官柴山と犯罪人八郎の処置について謝する表(一四三五、□、□)	——————————————————————————————————————
422	国王尚巴志の、正統帝の即位を慶賀する表(一四三五、□、□・宣徳十年)	
420	国王尚巴志の、日本に使すべき内官柴山の非違不法を報ずる奏・啓(一四三四、□、□)	- 1 - 11
419	国王尚巴志の、国王および王相懐機に対する頒賜に謝して進貢する奏・啓(一四三四、五、一)	-] - -
418	国王尚巴志の、勅諭により収買した品、および自進の品についての奏・啓(一四三四、五、一)	-] 1]-[]
417	国王尚巴志の、日本国王への勅諭の仲介についての奏・啓(一四三四、五、一・宣徳九年)	- 1 - 0
417	国王尚巴志の、国王および王相懐機に対する頒賜に謝して進貢する奏(一四三一、四、六)	
416	国王尚巴志の、生漆・磨刀石を買い付けた船の難破により、上進の品は自弁するむねの奏(一四三一・宣徳六年)	- : -O八
415	国王尚巴志の、勅諭をうけ、とりあえず買い付けた分の生漆・磨刀石を先ず進めるむねの奏(一四二八、一○、□)	-111-0七

445	8、父王尚豊の死去を告げ、請封する奏(一六四四、二、二八)	世子尚賢の、	- -
445	9、進貢の表(一六四四、二、二八・崇禎十七年)	世子治賢の、	1-111-10
445	の、進貫の表(一六四二、二、□・崇禎十五年)	世子尚賢	一-] 三- 九
444	♡、進貳の表(一六四○、二、□・崇禎十三年)	ハ国王尚豊の、	- =- 八
444	9、皇太子あての進貢の箋(一六三八、一〇、二〇)	国王尚豊の、	- 三- 七
443	♡、納税して白糸を購入することを請う奏(一六三八、一○、二○)	ハ国王尚豊の、	
442	♡、進貢の表(一六三八、一〇、二〇・崇禎十一年)	ユ 国王尚豊の、	一- 三- 五
442	9、皇太子あての進貢の箋(一六三六、一〇、八)	国王尚豊の、	- =- 四
441	9、進貢の表(一六三六、一〇、八・崇禎九年)	一国王尚豊の、	1-111-111
441	9、皇太子あての漂流人救恤に謝する箋(一六三五、二、一九)	一国王尚豊の、] -]][]-]]]
440	9、漂流人救恤に謝する表(一六三五、二、一九・崇禎八年)	国王尚豊の、	1-111-1
439	♡、冊封使に宴金を収受させることを請う奏(一六三三、一○、一五))国王尚豊の、	1-111-10
438	9、冊封と先王への賜祭に謝する表(一六三三、一〇、一五・崇禎六年)	2 国王尚豊の、	- 三-〇九
437	9、皇太子あての慶賀の箋(一六三一)	八世子尚豊の、	- 三-〇八
436	9、皇太子冊立を慶賀する表(一六三一・崇禎四年)	」 世子尚豊の、	1-1三-0七
436	9、進貢の表(一六三〇、一、一九・崇禎三年)	ハ世子尚豊の、	1-1 三-0六
435	8、請封の奏(一六二七、九、二五)	4 世子尚豊の、	1-1三-0五
434	8、請封の表(一六二七、九、二五・天啓七年)	世子尚豊の、	1-1三-0四
434	の、父王尚寧の死去を告げ、請封する奏(一六二六、二、□・天啓六年)	一世子尚豊の、	1-111-011
433	の、皇太子あての慶賀の箋(一六○三、□、□・万暦三十一年)	一国王尚寧の、	1-111-011
433	国王(世子ノ誤)尚永の、皇后あての慶賀の箋(一五七八、一○、□・万暦六年)		1-111-01
			-

467	進貢の表(一六七八、一〇、二八・康熙十七年)	世子尚貞の、	- 四- 八
466	貢船の速やかな帰国を再び請う奏(一六七二、一○、一五)	世子尚貞の、	- 四- 七
465	進貢の表(一六七二、一〇、一五・康熙十一年)	世子尚貞の、	- 四- 六
464	赴京の使臣等を除き、速やかに使臣を貢船で帰国させることを請う奏(一六七〇、一〇、一三)	世子尚貞の、	一一四一五
463	福州柔遠駅での白糸等の交易の許可を請う奏(一六七〇、一〇、一三)	世子尚貞の、	- 四- 四
462	進貢の表(一六七〇、一〇、一三・康熙九年)	世子尚貞の、	- 四-):)
461	白糸貿易の許可の再確認と、貢船の即日入港を請う奏(一六六八、二、一五)	国王尚質の、	
460	進貢の表(一六六八、二、一五・康熙七年)	国王尚質の、	
458	柔遠駅の現状を述べ、善処を要望する奏(一六六六、二、九)	国王尚質の、]-]四- 〇
457	頒賜に謝する奏(一六六六、二、九)	国王尚質の、	一- 四-〇九
457	進貢の表(一六六六、二、九・康煕五年)	国王尚質の、	- 四-0八
457	康熙帝の即位を慶賀する表(一六六四、二、一五・康熙三年)	国王尚質の、	- 四-0七
456	冊封使に宴金を収受させることを請う奏(一六六三、一〇、二二)	国王尚質の、	一-1四-0六
454	冊封に謝し、冊封使の出発遅延をめぐる処分の宥免と勅書・勅諭の留国を請う奏(一六六三、一〇、二二)	国王尚質の、	- 四-〇五
453	冊封に謝して進貢する表(一六六三、一〇、二二・康熙二年)	国王尚質の、	- 四-0四
452	賜印および貿易の便宜・安全を請う奏(一六五三、二、二七)	世子尚質の、	
450	明の勅・印を返納し、帰順する表(一六五三、二、二七・順治十年)	世子尚質の、	- 四-01
44 9	清朝に帰順し、朝貢の延期を請う表(一六四九、一一、一三・順治六年)	世子尚質の、	- 四-()
			巻 一 四
44	皇太子あての進責の箋(一プ四四・二・二グ)	刊:于治夏 <i>0</i>	 - - - -
7		十三 分至)	
446	納税して白糸を購入する件の再議を請う奏(一六四四、二、二八)	世子尚賢の、	1-111-111

国王尚貞の、進貢の表(一六九四、一〇、六・康熙三十三年)]- 五- 七
国王尚貞の、官生の帰国したことにつき謝恩して進貢する奏(一六九二、一○、二五) 郷	一一五十六
国王尚貞の、進貢を免じられた螺殻に代えて錫を貢する奏(一六九二、一〇、二五) 郷	一 五 五
国王尚貞の、官生の帰国したことについての謝恩の表(一六九二、一〇、二五)	一—五—一四
国王尚貞の、進貢の表(一六九二、一〇、二五・康熙三十一年) 83	五二三三
国王尚貞の、官生の帰国を請う奏(一六九〇、一〇、一一) 郷	一 五 二
国王尚貞の、進貢の表(一六九〇、一〇、一一・康熙二十九年)	一 五 一 一
国王尚貞の、進貢船二隻と接貢船一隻の三隻を免税とし、進貢船の人数は二百人を限とするを請う奏(一六八八、九、一五)… 物	一 五一 〇
国王尚貞の、進貢の表(一六八八、九、一五・康熙二十七年) 郷	一一五一〇九
国王尚貞の、漂流民送還を約すと共に、陪臣の子弟の国子監入学許可に謝する奏(一六八六、一一、四) 銒	一 五-〇八
国王尚貞の、進貢の表(一六八六、一一、四・康熙二十五年) 銒	1-1五-0七
国王尚貞の、進貢の奏(一六八四、一一、二五) 郷	1-1 五-0六
国王尚貞の、進貢の表(一六八四、一一、二五・康熙二十三年) 55	一一五一〇五
国王尚貞の、冊封使に宴金を収受させることを請う奏(一六八三、一一、二)	一- 五-〇四
国王尚貞の、冊封に謝すると共に、冊封使の勤労を明らかにする奏(一六八三、一一、二) 昭	一 五〇三
国王尚貞の、冊封に謝して進貢する表(一六八三、一一、二・康熙二十二年) ポ	一五〇二
世子尚貞の、進貢の表(一六八二、一〇、一二・康熙二十一年)	五一〇一
	巻 一 五
世子尚貞の、請封の奏(一六八〇、九、三〇)	
世子尚貞の、請封の表(一六八〇、九、三〇)	1-1四-110
世子尚貞の、進貢の表(一六八〇、九、三〇・康熈十九年)	一 四 九

	二 国王尚巴志より礼部あて、海船の賜与と附搭貨への銅銭給与に対する謝恩の進買の事、附搭貨への永楽銭給与を請う事、	1-1 六-1 三
502	国王尚巴志より礼部あて、万寿聖節の慶賀の進貢の事、海船の修理を請う事、暦日の事の咨(一四二九、一〇、一〇)	- 六- :
501	国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨(一四二九、三、二〇・宣徳四年)	1-1六-1 1
501	国王尚巴志より礼部あて、万寿聖節の慶賀の進貢の事、附搭貨の事、暦日の事の咨(一四二八、九、二)	1-1六-1〇
500	国王尚巴志より礼部あて、皮弁冠服頒賜に対する謝恩の進貢の咨と目録(一四二八、二、一一)	1-1 六-〇九
499	国王尚巴志より礼部あて、勅諭をうけ、とりあえず買い付けた分の生漆・磨刀石を先ず進めるむねの咨(一四二八、二、一一)…	1-1 六-0八
498	(一四二八、一、一四・宣徳三年)	
	七 国王尚巴志より礼部あて、海船賜与への謝恩の進貢の事、附搭貨に対し永楽銭支給を請う事の咨	1-1 六-0七
497	国王尚巴志より礼部あて、進貢の事、附搭貨の事の咨(一四二七、四、一七・宣徳二年)	1-1六-0六
497	国王尚巴志より礼部あて、長至令節の慶賀の進貢の事、附搭貨の事、暦日の事の咨(一四二六・宣徳元年)	1-1 六-〇五
496	国王尚巴志より礼部あて、進貢の事、附搭貨の事、暦日の事の咨(一四二五、一二、一七)	1-1六-0四
494	(一四二五、閏七、一七)	
	国王尚巴志より礼部あて、洪熙帝即位の慶賀の進貢の事、海船の修理を請う事、附搭貨の事、暦日の	1-1六-0三
493	(一四二五、閏七、一七) :	
	一 国王尚巴志より礼部あて、皮弁冠服の頒賜を請う事、宝鈔を詐取された事、通事への冠帯給賜を請う事の咨	1-1六-011
491	(一四二五、閏七、一七・洪熙元年)	
	国王尚巴志より礼部あて、永楽帝への進香の事、冊封と先王への賜祭に対する謝恩の進憲	1-1六-01
		巻 一 六
	d)	(国王咨)
489	国王尚貞の、進貢の表(一六九六、一〇、二〇・康熙三十五年)	1-1五-1九
489	国王尚貞の、進貢の奏(一六九四、一〇、六)	一五一八

国王尚円 志より(礼部あてゎ)、 黄史の曽宮に度喋の洽場を清う容(一四三八、 、「-「)	- 1 七一0五
国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨(一四三八、□、□・正統三年) ፡፡፡፡ ፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡	-1七-0四
国王尚巳志より礼部あて、進貢の咨(一四三七、三、二三・正統二年)	-14-011
(一四三六、九、二四) 520	
国王尚巴志より礼部あて、朝服の給賜を請う事、暦日の福建での給付ならびに船隻の給賜を請う事などの咨	-1七-011
(一四三六、九、二四・正統元年)… 59	
国王尚巴志より(礼部あてヵ)、国王と王相懐機への頒賜に対する謝恩の進貢の事、水夫の救助に謝する事、暦日の事の咨	-1七-01
	巻 一 七
国王尚巴志より礼部あて、進貢の事、海船の修理を請う事などの咨(一四三五、一、二○・宣徳十年)	<u>-</u> 六-二五
国王尚巴志より礼部あて、謝恩の進貢の事、内官柴山の非違不法の事などの咨(一四三四、八、一五)	- 六- 四
国王尚巴志より礼部あて、勅諭をうけて買い付けた品の数量と価格を知らせる咨(一四三四、五、□) ↔	- 六- =
国王尚巴志より(礼部あてヵ)、国王および王相懐機に対する頒賜に謝して進貢する咨と目録(一四三四)	六—二三
国王尚巴志より礼部あて、海船賜与に謝して進貢する咨(一四三四、三、□・宣徳九年)	六—二一
国王尚巴志より礼部あて、海船賜与に謝して進貢する咨(一四三二、八、一六・宣徳七年)	-1六-10
国王尚巴志より礼部あて、福建出身の火長の帰国を請う咨(一四三一、九、六) 躱	<u>- 六- 九</u>
国王尚巴志より礼部あて、進貢の事、海船の修理を請う事、謝恩船の遭難の事の咨(一四三一、九、六) 58	六 八
国王尚巴志より礼部あて、正旦令節の慶賀の進貢の事、海船の修理を請う事、暦日の事の咨(一四三一、九、六)	六 七
国王尚巴志より礼部あて、勅諭をうけて買い付けた磨刀石を進上する咨(一四三一、四、一〇) 56	六 六
国王尚巴志より礼部あて、国王および王相懐機に対する頒賜に謝して進貢する咨と目録(一四三一、四、一〇)	六 五
国王尚巴志より礼部あて、生漆・磨刀石を買い付けた船の難破を知らせる咨(一四三一、四、一〇) 脇	六 四
海船の修理を請う事の咨(一四三一、三、一九・宣徳六年)… 弱	

<u> </u>		<u>-</u>	巻 八	-1七	<u>- </u> t-	1 七-	-1七-1八	七	-1 -1	七			- 1七-1三	-14-111	- 1七-11	1 七	-1七-0九	1七-0八	-1七-0七	-1 +
八〇三	<u>0</u>		• •	七	4-110	七一九	八	七一七	六六	五五	<u>-</u> -		Ξ	<u>-</u>	<u>-</u>	七-10	九	Д Д	七	七一〇六
国王尚寧より布政司あて、薩摩侵入を報ずる咨(一六○九、五・万暦三十七年) ፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡	国王尚寧より冊封正副使あて、宴金の収受を請う咨(一六○六・万暦三十四年) ፡፡፡፡	国王尚真より布政司あて、陪臣の子弟の国子監入学を請う咨(一四八一、八、一二、成化十七年) 窈		尚真より冊封使あて、宴金の受領を請う返書(一四七九、一○)	国王尚真より(礼部あてヵ)、冊封と先王への賜祭に謝し、皇太子に進貢する咨(一四七九) 😘	国王尚真より(礼部あてカ)、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する咨(一四七九、九、二六・成化十五年) ፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡	国王尚円より礼部あて、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する咨(一四七二、九、二八・成化八年) 窈	国王尚徳より礼部あて、進貢の咨(一四六六、一○、二・成化二年) ፡፡፡፡	国王尚徳より礼部あて、進貢の事、附搭貨に対し銅銭の給与を請う事の咨(一四六五、八、一五・成化元年)	国王尚徳より礼部あて、進香と即位慶賀の進貢の事、長史蔡璟の子の閩県入籍を請う事の咨(一四六四、八、九・天順八年) 宍	国王尚徳より礼部あて、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する咨(一四六三、八、四・天順七年) ፡፡፡፡	(一四四二、九、一○・正統七年)… 幻	世子尚忠より礼部あて、正旦令節の慶賀の進貢の事、福州に漂着した琉球船の軍器の返還を請う事の咨	世子尚忠より礼部あて、万寿聖節の慶賀の進貢の咨(一四四一、七、六) 53	世子尚忠より礼部あて、進貢の事、請封の事などの咨(一四四一、七、六・正統六年) 33	国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨(一四四〇、一〇、一六・正統五年) 53	国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨(一四三九、四、二四) 54	国王尚巴志より礼部あて、正旦令節の慶賀の進貢の咨(一四三九、四、九) 53	国王尚巴志より礼部あて、慶賀の進貢船の難破による補貢の事、海船の賜与を請う事の咨(一四三九、三、六・正統四年) ፡፡፡፡	国王尚巴志より礼部あて、正旦令節の慶賀の進貢の咨(一四三八、一○、四) ፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡፡

一二八二四	八 三	- 八-]	八	1-1 八-10	- 八- 九] -] 八-] 八	1-1八-1七	- 八- 六	- 八- 五	- 八- 四	- 八- 三	八 二	一 八 一 一	- 八- 〇		一-一八-〇九	- 八-0八	1-1八-0七	1-1八-0六	- 八-〇五	- 八-〇四
世子尚豊より礼部あて、請封の咨(一六二七)	三法司より布政司あて、請封の甘結(一六二七、□、□・天啓七年) 50	世子尚豊より布政司あて、暫く五年一貢とする勅旨にしたがい進貢する咨(一六二六、二、□) 脇	世子尚豊より礼部・布政司あて、請封の咨(一六二六、二、□) 88	世子尚豊より礼部あて、暫く五年一貢とする勅旨にしたがい進貢する咨(一六二六、二・天啓六年)	世子尚豊より巡海道あて、進貢船と慶賀・進香船の安否を問う咨(一六二五、□) ‰	世子尚豊より巡撫あて、請封の咨(一六二五、二、一九) 58	世子尚豊より布政司あて、船の難破のため、詔書をもたらした使者を土船にて護送するむねの咨(一六二五、二、一九) 埛	世子尚豊より布政司あて、暫く五年一貢とする勅旨に対し、二年一貢を請う咨(一六二五、二、一九) 知	世子尚豊より布政司あて、漂流民の救恤と送還に謝して進貢する咨(一六二五、二、一九)	世子尚豊より布政司あて、詔書をもたらした使者を護送する咨(一六二五、二、一九)	世子尚豊より布政司あて、通国の印結と世子の表文を備えて請封する咨(一六二五、二、一九)	世子尚豊より礼部あて、漂流民の救恤と送還に謝して進貢する咨(一六二五、二、一九) 58	世子尚豊より礼部あて、詔書をもたらした使者を護送する咨(一六二五、二、一九)	世子尚豊より礼部あて、通国の印結と世子の表文を備えて請封する咨(一六二五、二、一九・天啓五年) 58	(一六二一、八、二一・万暦四十九年)… 54	世子尚豊より按察司あて、父王の死去を告げて請封すると共に、十年の期満ちて進貢する咨	国王尚寧より礼部あて、十年後の進貢を命ずる勅諭を受け、常貢の回復を請う咨(一六一四、九、二四・万暦四十二年) 矧	国王尚寧より布政司あて、王銀詐取の犯人を逮捕して銀を取り立てることを求める咨(一六一三、二、一一・万暦四十一年)	国王尚寧より布政司あて、国王の帰国を報じて進貢する咨(一六一二、一、□・万暦四十年)	法司馬良弼より布政司あて、貢期に遅れた事情を報告して進貢する咨(一六一○、一、三○) 54	法司馬良弼より礼部あて、貢期に遅れたことを詫びて進貢する咨(一六一○、一、二○・万暦三十八年) 33

1-10-10	一-10-0九	1-10-OX	1-10-04	- - - - - - - - - - -	1 0 - 0 五	1-10-0四	1-110-011	1-110-011	1-110-01	巻 二 〇	一一九二三	一九二二	一 _ 九 _ 二 _	- 九- 〇	 九 九
	(一六三八、一〇、二〇) ⑿国王尚豊より布政司あて、王銀詐取の犯人の処罰と銀の取り立てを請う咨(付、相手方の名と銀の額の一覧)	(一六三八、一〇、二〇) 砌国王尚豊より福建都指揮司あて、硫黄は自ら煎熟して、崇禎十一年分の定額および前年の不足分を貢するむねの咨	国王尚豊より礼部・布政司あて、納税して白糸を購入することを請う咨(一六三八、一○、□) ⑭	国土治豊はど名音・右近言あて「荷貴居自ら真寡して「美名」「至 夕の気客は「て前至 ひっ 男名で見ていませんで		付、相手方の名と銀の額の一覧(一六三六、一○、□) 邸長史司より福州府海防館あて、王銀詐取の犯人を逮捕し、銀もしくは相当量の白糸を取り立てることを請う牒	三法司より福州府知府あて、王銀詐取の犯人を逮捕し、銀を取り立てることを請う申	国王尚豊より布政司あて、三年二貢の回復と貢物の増加の許可に謝して進貢する咨(一六三六、一○、□) ∽	国王尚豊より礼部あて、三年二貢の回復と貢物の増加の許可に謝して進貢する咨(一六三六、一○、□・崇禎九年) 鸱		国王尚豊より布政司あて、漂流人の救恤と送還とに謝して進貢する咨(一六三五、二、□・崇禎八年) 60	国王尚豊より布政司あて、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する咨(一六三三、一〇、一五) 60	国王尚豊より礼部あて、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する咨(一六三三、一○、一五) 躱	世子尚豊より冊封副使楊掄あて、迎接使派遣の咨(一六三三、二、四) 58	世子尚豊より冊封正使杜三策あて、迎接使派遣の咨(一六三三、二、四)

<u>-</u>

世子尚質より礼部あて、招撫使を護送して投誠し、明の勅・印の返納は来年にするむね報ずる咨

(一六四九、一一、一三·順治六年) ····

643

	1-111-1七		六	五	- - 四	1-111-111	1-111-111		<u> </u>] -1]] -1 0		1-1-0九	1-1-0八	1-111-04		-1 -0六		一二二一〇五	- - - - - -	1-11-011	1-11-01
世子尚貞より礼部あて、進貢の咨(一六七〇、一〇、一三)	世子尚貞より礼部・布政司あて、欽賞の勅書に謝する咨(一六七〇、一〇、一二・康熙九年) 闘	(一六六九、三、一三・康熙八年) 68	世子尚貞より布政司あて、前年の進貢船の消息を問うと共に、先王の死去を告げ、のちに請封することを知らせる咨	国王尚質より布政司・礼部あて、頒賞に対する謝恩の咨(一六六八、二、一五) 67	国王尚質より布政司・礼部あて、進貢の咨(一六六八、二、一五・康熙七年)	国王尚質より布政司あて、前年進貢の朝京・留辺の使臣を接回することを請う咨(一六六七、三、四・康熙六年)	国王尚質より福建総督あて、借用した船の修理が困難なため、金で補償することを請う咨(一六六六、二、九) 64	(一六六六、二、九) 鼢	国王尚質より礼部・布政司あて、慶賀・進香使が漂失した方物は先に補貢を免ぜられたが、やはり補貢するむねの咨	国王尚質より礼部・布政司あて、二年一貢の期にしたがい、旧例の他に紅銅等を加えて進貢するむねの咨(一六六六、二、九)… 闘	(一六六六、二、九・康熙五年) 鼢	国王尚質より礼部・布政司あて、常貢の方物は馬・螺殻・硫黄等とし、非土産品を免ずることを請う咨	国王尚質より礼部・布政司あて、康熙帝即位を慶賀し、順治帝に進香して進貢する咨(一六六四、二、一五・康熙三年) ・ ⑭	国王尚質より礼部・布政司あて、冊封に謝して進貢する咨(一六六三、一○、二二・康熙二年)	このたび遣使して順治十年の使臣を接回する咨(一六五六、二、一六・順治十三年)… ・ 鍋	世子尚質より布政司あて、順治十一・十二両年の遣船が福建の海寇のために入港できなかったため、	(一六五三、二、二七・順治十年) 瓵	世子尚質より布政司あて、招撫使の再派遣をうけて、明の勅・印を返納し清朝への臣属を表明する咨	世子尚質より正白旗平国公府(鄭芝竜)あて、滞留して救恤を受けたことに謝する咨(一六四九、一一、一三) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	世子尚質より布政司あて、招撫使を護送して投誠し、明の勅・印の返納は来年にするむね報ずる咨(一六四九、一一、一三)…. ⑭	世子尚質より福建巡撫あて、滞留して救恤を受けたことに謝する咨(一六四九、一一、一三) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1-111-011	巻二二			一	1-11-14	1-1-1-六] -]]] -]]]]	1-111-111]]-i]]-1]O	一二二九九
世子尚貞より布政司あて、方物の馬・糸煙等の減免に謝し、常例に加えて囲屛紙・磨刀石等を進貢するむねの咨(一六八二、一〇、一二・康熙二十一年) 窃	世子尚貞より礼部あて、方物の馬・糸煙等の減免に謝し、常例に加えて囲屛紙・磨刀石等を進貢するむねの咨	世子尚貞より布政司あて、漂流民の救恤と送還に謝する咨(一六八〇、九、三〇) ⒄世子尚貞より布政司あて、請封の咨(一六八〇、九、三〇) ⒄	世子尚貞より布政司あて、進貢の咨(一六八〇、九、三〇)	世子尚貞より礼部あて、請封の咨(一六八〇、九、三〇) 67世子尚貞より礼部あて、進貢の咨(一六八〇、九、三〇・康熙十九年) 68	世子尚貞より布政司あて、漂流民の救恤と送還に謝する咨(一六七八、一〇、二八)(一六七八、一〇、二八) 66 (一六七八、一〇、二八) 66	世子尚貞より布政司あて、靖南王の叛乱による康熙十三・十五両年の欠貢は明年に進貢し、まず本年の貢を進めるむねの咨	世子尚貞より布政司あて、進貢の咨(一六七八、一〇、二八) 65世子尚貞より礼部あて、進貢の咨(一六七八、一〇、二八) 64	(一六七八、一〇、二八・康熙十七年) 68	世子尚貞より礼部あて、靖南王の叛乱による康熙十三・十五両年の欠貢は明年に進貢し、まず本年の貢を進めるむねの咨	世子尚貞より布政司あて、靖南王の叛乱に際し、安否を問う咨(一六七七、二、一八・康熙十六年) 脇	世子尚貞より布政司あて、進貢の咨(一六七二、一〇、一五)	世子尚貞より礼部あて、進貢の咨(一六七二、一〇、一五・康熙十一年)	世子尚貞より布政司あて、進貢の咨(一六七〇、一〇、一三)

一二二二二 国王尚貞より布政司あて、進貢を免じられた螺殻に代えて錫を貢し、

官生の帰国したことにつき謝恩して進貢する咨(一六九二、一〇、二五)… 紹